

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪唯夫 ほか3名

被告 国 ほか1名

第2準備書面

平成30年11月29日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人

岡部直樹

堀内章子

長谷川広明

高松浩之

小島寿一

奥村神奈

大澤一輝

正木伊純

石森光輝

森達彦

渡邊圭

被告国は、原告らの2018（平成30）年11月5日付け原告第10準備書面（以下「原告第10準備書面」という。）に対して、以下のとおり主張する。

第1 依然として請求が特定されていないこと

原告らは、平成30年9月3日の口頭弁論期日において、裁判所から、①訴状において、岐阜県の職員とシーテック社との会合において個人情報のやり取りがされた旨を主張しているが、事実経過として記載されているだけで、原告らの請求とどのように関係するのか判然としない、②原告らは、被告らが原告らの個人情報を保有していることが違法だと主張するが、具体的にどのような事実に基づいて主張をしているのか判然としない、③どのような情報の抹消を求めているのかが判然としないが、裁判である以上、これらは特定する必要があるとの指摘を受けた上、④原告らが抹消を求める情報が何なのかを具体的に特定すること、⑤それを被告らが保有することがどうして違法になるのかを明示することを求められた。

しかしながら、原告第10準備書面は、このような裁判所の求めに応えたものにはなっていない。

すなわち、原告らは、「岐阜県警大垣警察署警備課がシーテック社に提供した原告らの個人情報（具体的には、シーテック社作成の議事録（甲1）に記載されている各個人情報である）は、抹消請求の対象である。」（原告第10準備書面第3の1・7ページ）とするが、シーテック社の議事録（甲第1号証）には、原告らと直接関連しない情報を含めて様々な事項が記載されており、そのうちのどの情報を抹消請求の対象とするのかを明らかにしない限り、請求の特定としては不十分である。また、この点をおくとしても、そもそも、結局は、原告らは、「本件で原告らが抹消請求の対象としているのは、このような限定的な情報だけではない。」（同第3の1・7ページ）、「原告らが抹消請求を行っているのは、このように『公共安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧』の目

的で収集されている、岐阜県警、警察庁を問わず警備公安警察が保有している原告らの個人情報的一切である。」(同第3の2・8ページ)としているのであるから、抹消請求の対象を具体的に特定せよとの裁判所の求めに全く応えていないと言わざるを得ない。

そうである以上、依然として、答弁書第2(3及び4ページ)及び被告国第1準備書面第2の2(3ページ)で述べたとおり、原告らの被告国に対する訴えは、請求の趣旨及び原因により請求が特定できておらず、不適法なものであるというほかない。

第2 今後の審理について

裁判所においては、原告らに対し、期限を定めて、再度、本件において抹消を求める情報が何なのかを具体的に特定することを求め、仮に、期限内にこれが特定されないときには、原告らの被告国に対する訴えを速やかに却下されたい。

以 上